

## 広域連合議会令和7年第1回定例会 広域連合長提出議案概要

番号	件名	概要
承認第1号	専決処分について (後期高齢者の医療に関する条例の一部を改正する条例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被保険者証の返還に応じない者に対する過料規定を削除するもの。</li> <li>○ 急患等として医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予の取扱いを定めるもの(令和6年7月4日厚生労働省通知)。</li> <li>○ 地方自治法の規定により専決処分に係る承認を受けるもの。</li> </ul>
議案第1号	京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い必要な措置を講じるもの。 (改正の内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大(小学校就学前)</li> <li>・ 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備(制度周知・意向確認など)</li> </ul> </li> </ul>
議案第2号	京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京都府の基準に準じて、常勤の副広域連合長の期末手当の支給率の改定。 (改正の内容) 期末手当：年3.4月分 → 3.45月分(+0.05月)</li> </ul>
議案第3号	京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低所得者に対する保険料の負担軽減を図ることを目的とする高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正(令和7年4月1日施行)に基づき、5割及び2割軽減対象の算定に係る所得基準額を引き上げるもの。</li> </ul>
議案第4号	京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)」の施行に伴い「懲役」等が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることから、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例及び京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例において、必要な規定の整備を行うもの。</li> </ul>
議案第5号	令和6年度一般会計補正予算(第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補正額 9,369万1千円</li> <li>○ 総額 11億11万円から 11億9,380万1千円に補正。</li> <li>○ 歳入は、国庫支出金(長寿健康増進事業に係る特別調整交付金)、前年度繰越金による増等。</li> <li>○ 歳出は、市町村が実施する長寿健康増進事業に対する補助金による増等。</li> </ul>
議案第6号	令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補正額 32億6,233万1千円</li> <li>○ 総額 4,272億7,425万2千円から 4,305億3,658万3千円に補正。</li> <li>○ 歳入は、前年度繰越金の増等。</li> <li>○ 歳出は、令和5年度の療養給付費負担金等の精算による返還金の増等。</li> </ul>

議案第7号	令和7年度一般会計 予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算総額 11億8,345万7千円</li> <li>○ 歳入は、市町村からの分賦金、事業経費に係る国・府支出金等。</li> <li>○ 歳出は、事務局運営や事業に係る経費等。</li> </ul>
議案第8号	令和7年度後期高齢者医療特別会計予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算総額 4,439億892万円</li> <li>○ 歳入は、被保険者の保険料、法定の国・府負担金及び市町村負担金、協会けんぽ・国保等の保険者からの支援金等。</li> <li>○ 歳出は、保険給付費等。</li> </ul>
議案第9号	広域計画（第5次）の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正（令和6年12月2日施行）に伴い、広域連合及び市町村が行う事務について、「被保険者証」を削り、新たに「資格確認書等」を定めるもの。</li> </ul>